

# 曳山車(ウシ)

曳山車の起源は万治二年(1659)の諏訪社分霊遷座の時点と、寛政四年(1792)の大火以後の、二説が考えられています。昭和三十五年の諏訪神社の由緒によると、寛政八年(1796)から始まり行灯山になってから200年の歴史があります。現存する曳山車は14本あり「新町」「荒木町」「財町」「新川町」「福来町」「赤田町」「祇園町」が表方に属し、「大町」「白山町」「港町」「浦町」「浜町」が裏方に属します。曳き合いは必ず表方と裏方で行われ、いずれにも属さない「中立」「永割」はどちらの曳山とも曳き合いを行います。(財町は2本の曳山車を所有しており一年おきに曳き出しています)

## 曳き回しと神輿還御

5月17日・18日の昼は、各町それぞれが決めた順路で岩瀬町内を曳き回し、途中、諏訪神社・金屋の宮へ立ち寄り曳き子の参拝が行われます。岩瀬曳山車の曳き回しには幾つかの決まりがあります。第一に諏訪神社、金屋の宮へ参拝に向かう曳山車、参拝中の曳山車は「上り山」とされ、「下り山」は道を譲らなくてはなりません。この他に他町内の曳山車が町内に入ってきた場合は、その町内の曳山車は脇に寄せて迎えるのが礼儀とされています。

17日夜には、金刀比羅神社から諏訪神社まで、猿田彦という神霊を先導に各町の高張提灯が続ぎ、神輿還御が行われます。たてもんに灯を入れた曳山車は、その行列(お旅はん)に随行します。昼間とは趣を変え、気合の入った曳山車が岩瀬の町内を曳き回す様子は祭りの見どころとなっています。

## 曳き合い

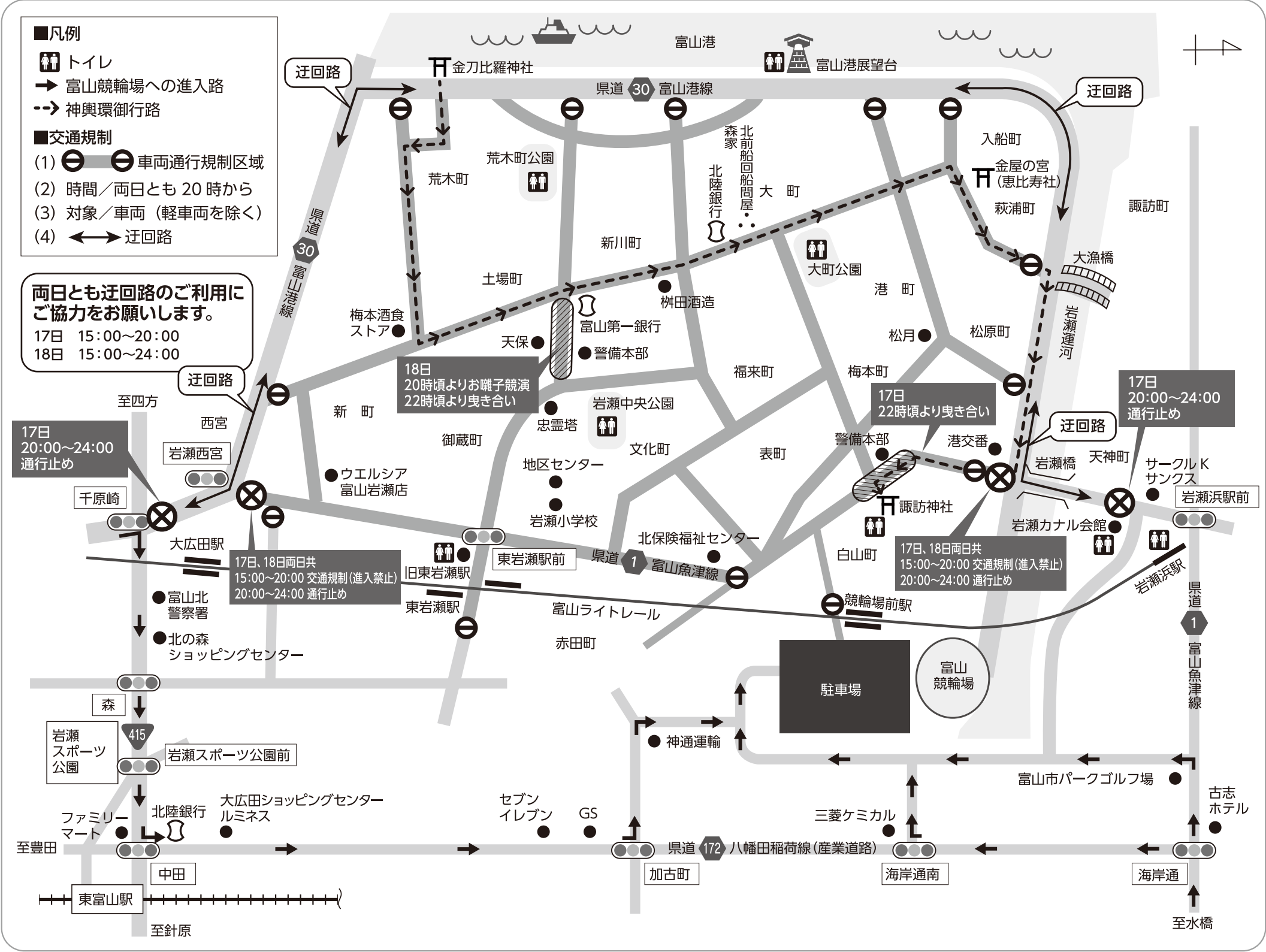
17日の曳き合いの組み合わせは、5月15日に諏訪神社で行われる安全祈願祭の後に、18日の組み合わせは当日朝に、山元会議の話し合いによって決められます。曳き合いは向かい合った双方の曳山車の左から2本のロープを曳き出し、激しくぶつかり合います。その後、双方が進行方向に伸びぎった曳綱を曳き合い、少しでも後退させた方が勝ちとなります。

## 木遣り歌・お囃子

曳山車を引き出す際に必ず歌われるのが木遣り歌です。本来、木遣り歌は建築用材の運搬などに歌われる仕事歌ですが、曳山車との関わりについてはよくわかっていません。先人からの口伝によると、春の出漁期の「帆柱起こし」行事に唄われた海歌としての「木遣音頭」で、航海の安全と大漁を願った唄が、曳山車の木遣り歌として転化したものと言われています。

お囃子は、笛太鼓三味線で演奏され、①本囃子(本祭りの夜、諏訪神社の参拝が終わった後、神社前で奉納されるお囃子)、②道行き(町内を曳き回している時のお囃子)、③祇園囃子(山車が曲がり角を勢よく曲がる時や、曳き合い前に演奏されるお囃子)があり、この3つのお囃子を使い分けて演奏されます。18日、20時頃より忠霊塔前で表方6本によるお囃子競演が行われます。

(参考文献)『岩瀬曳山車祭』岩瀬曳山車祭調査会



## 岩瀬曳山車祭をご観覧のみなさまへ

- ・飛び入りでの曳き子参加は大変危険です。絶対に行わないでください。
- ・無責任な煽動や危険行為は、絶対に行わないでください。
- ・曳山車関係者や警察官、警備にあたる祭礼関係者の指示に必ず従って安全なご観覧をお願いします。
- ・ご観覧の際に、神社境内の石垣、石碑等の神社設備に上がる行為を禁止いたします。
- ・幼児やお子様のご観覧は必ず保護者同伴にて行い、危険性をご理解の上、十分な安全を確保してご観覧ください。

岩瀬曳山車祭は、商売繁盛、航海安全、豊漁を願い行われる伝統と誇りある祭礼行事です。ルールやマナーを守って安全・安心な祭礼開催にご協力ください。

## 撮影スポット

土場町・新川町・大町	17日(水) 20時~21時頃
大漁橋・岩瀬運河沿い	17日(水) 21時~22時頃
諏訪神社前(曳き合い)	17日(水) 22時頃から
忠霊塔前(お囃子競演)	18日(木) 20時頃から
忠霊塔前(曳き合い)	18日(木) 22時頃から

## 交通のご案内

電車でご覧になる場合は、17日は競輪場前駅、18日は東岩瀬駅での下車が便利です。両日は岩瀬浜行、富山駅北行ともに、午後8時以降は約15分毎に臨時便の増発がございます。

※岩瀬浜行 最終電車 富山駅北発 午前0時25分  
富山駅北行 最終電車 岩瀬浜発 午前1時  
詳しくはライトレール時刻表をご確認ください。

お車で…富山競輪場駐車場をご利用いただけます。

※国道415号線、産業道路、県道1号富山魚津線をご利用の上、お越しください。

※17日・18日の両日は、20時より規制区域が車両通行止めになります。ただし、安全確保のため15時~20時までは通行規制としますので、車両の通行はご遠慮下さい。

※17日は、20時より一般車両は、「千原崎交差点」から「カナル会館」の入り口交差点までの規制区域と県道30号富山港線が通行禁止となります。ただし、定期バス・タクシーは県道30号富山港線のみ通行可能です。

※18日は、20時より「岩瀬西宮交差点」から「富山港交番前」の区間は、車両通行禁止となります。一般車両は県道30号富山港線が通行可能です。